

白浜小学校いじめ防止基本方針

R 6 . 4

いじめの定義

いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法より）

1 基本理念

○すべての児童と教師・保護者・地域の人々が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

○いじめの判断

- (1) いじめられた児童の立場に立つ。（いじめられる理由は存在しない）
- (2) 一定の人的関係とは学校の内外を問わず、児童が関わっている仲間や集団での何らかの関係を指す。
- (3) 加害、被害という二者関係だけではなく、所属集団の問題（無秩序性や閉塞性等）、観衆（はやし立てたりおもしろがったりする）や傍観者（周辺で暗黙の了解を与えている）の存在にも注意を払う。
- (4) いじめは多様である。
 - ・本人が否定をする。
 - ・外見的にはけんかに見える。
 - ・当該児童が知らない。
 - ・好意で行った行為が結果的に苦痛を感じさせてしまう。
 - ・いじめた側といじめられた側が入れ替わる。

(5) 具体的ないじめの態様

- ① ひやかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う。
- ② 仲間はずれ、集団による無視。
- ③ 軽く（ひどく）ぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられる。隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

2 本校の実態把握のために

(1) 以下のようなものを分析し、改善を図る。

- ①「いじめと認知した数」と内容
- ②上記以外で「いじめの疑いがあるとして対応した数」と内容
- ③各学期の相談件数と内容
- ④教育相談箱や窓口の活用状況
- ⑤学校生活アンケート、学校評価等
- ⑥相談週間の活用（継続した観察・声かけ）
- ⑦長期欠席者、早退者、遅刻者
- ⑧保健室の利用状況

3 未然防止に向けて

○人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

(1) 児童がいじめ問題を自分のこととして考えることができる取組

- 基本的生活習慣の育成（生活目標の設定・白浜小の約束）
- 生徒指導の機能を生かしたわかる授業づくり
- いじめゼロ宣言、いのちを大切に作るキャンペーン、人権標語等の活用

(2) 児童が互いに良好な関係を築くことができる取組

- 道徳教育や人権教育の充実
- 豊かな人間関係づくりプログラム
- 読書活動
- 全校集会、各行事、たてわり班活動、児童会活動、清掃活動、社会体験（芸術鑑賞会・お年寄りや幼稚園児との交流会、社会福祉体験）
- 部活動の充実（過度の競争意識や勝利至上主義の排除）

(3) いじめを許さない雰囲気作り

- 学校生活での悩みの解消を図るために養護教諭やスクールカウンセラーを活用する。
- 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
 - ・学校日より、生徒指導日より、ホームページ等での周知
 - ・授業公開（フリー参観、授業参観）
 - ・家庭連絡の重視（連絡帳、電話、家庭訪問、学年便り）
 - ・学校支援ボランティアの活用（防犯、読み聞かせ）
 - ・民生委員、学校関係者評価委員等との連携

4 早期発見に向けて

○いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しているので、学校だけにとどまらず、家庭や地域の協力を得て全力で実態把握に努める。

- (1) 児童の声に耳を傾ける。（教育相談、生活ノート、定期的な調査等）
- (2) 児童の行動を注視する。（チェックリスト、ネットパトロール等）
- (3) 保護者と情報を共有する。（連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等）
- (4) 地域と日常的に連携する。（地域、関係機関との情報共有等）

ささいなことでも軽視しない積極的な認知

5 早期解消に向けて

○いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。

(1) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

※5W1H Who, Whom 誰が（一人なのか、複数なのか）、誰を
 What 何を（いじめたのか否か）
 When いつ（複数回なのか、いつからなのか）
 Where どこで（場所はどこか）
 Why なぜ（理由は何か、きっかけがあるのか、継続している理由は何か）
 How, How much どのように（どんな方法なのか）、どれだけなのか

(2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。

※組織対応の流れ参照

(3) 校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。

(4) いじめる児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。

(5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等関係機関に相談して協力を求める。

(6) いじめが解消した状態の後も、保護者と継続的な連絡を行う。

（被害児童、加害児童を日常的に注意深く観察する必要がある）

(7) 情報の共有と記録（いじめ防止対策委員会・生徒指導記録簿）

6 いじめの相談・通報

○担当職員…教育相談担当・養護教諭・教頭

○主な相談窓口

・横芝光町教育委員会	0 4 7 9 - 8 4 - 4 1 1 6
・山武郡市教育相談センター	0 4 7 5 - 5 4 - 0 3 6 7
・山武警察署生活安全課	0 4 7 5 - 8 2 - 0 1 1 0
・東上総教育事務所相談室	0 4 7 5 - 2 3 - 4 4 6 0
・東上総児童相談所	0 4 7 5 - 2 7 - 1 7 3 3
・外房地区少年センター	0 4 7 5 - 2 2 - 3 7 4 1
・24時間子供SOSダイヤル	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
・子どもの人権110番	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
・千葉県警察少年センター(ヤングテレホン)	0 4 3 - 7 8 3 - 4 9 7
・千葉いのちの電話	0 4 3 - 2 2 7 - 3 9 0 0
・子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6

7 重大事態への対処

〈重大事態とは〉

・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な損害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺等を企図した場合等）

・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

横芝光町教育委員会へ重大事態の発生を報告



横芝光町教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

横芝光町教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

①重大事態の調査組織を設置

- ・専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特
の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中
立性を確保するよう努める。

②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定を
急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・事実をしっかり向き合う。

③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・個人情報に十分配慮する。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があること
を念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等
の措置が必要である。

④調査結果を横芝光町教育委員会に報告

⑤調査結果を踏まえた必要な措置

横芝光町教育委員会が調査主体となる場合

横芝光町教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力

8 公表、点検、評価

- (1) 学校ホームページにおいて、いじめ防止基本方針を公表する。
- (2) 学校アンケートをもとに、いじめに関する調査、分析を行い、結果に基づいた
対応をとる。
- (3) 学校評価においていじめ問題の取組について評価し、課題の改善を図る。

9 年間計画

(1) いじめ防止対策委員会

第1回	4月15日(月)	第6回	10月21日(月)
第2回	5月20日(月)	第7回	11月18日(月)
第3回	6月24日(月)	第8回	12月16日(月)
第4回	7月16日(火)	第9回	1月20日(月)
第5回	9月17日(火)	第10回	2月17日(月)

(2) 教育相談期間

第1回	令和6年 5月
第2回	令和6年10月
第3回	令和7年 2月

(3) 人権教室

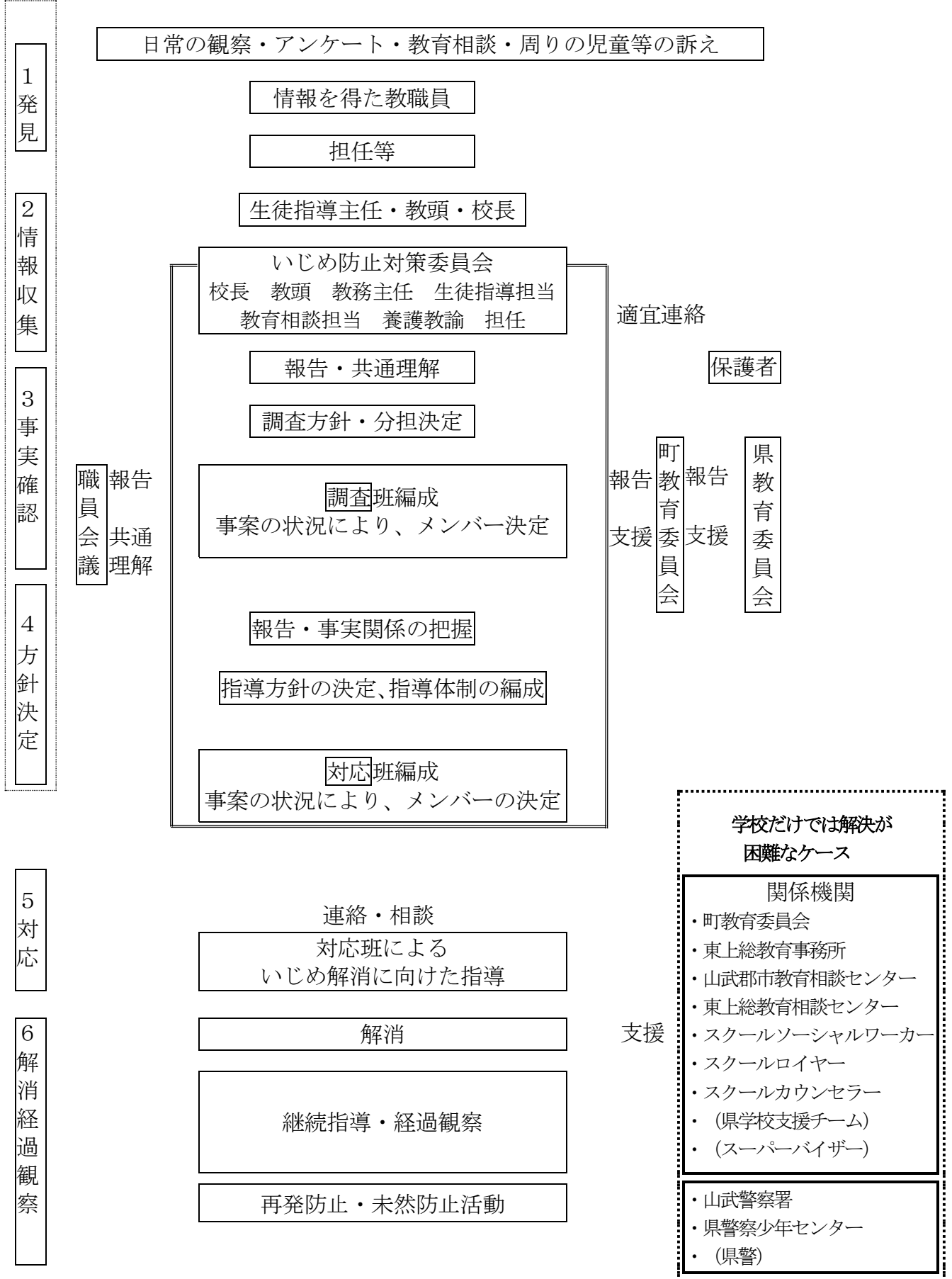
実 施 日	9 月
対 象	第 3 ・ 4 学 年
講 師	人権擁護委員

(4) 人権週間

実 施 日	1 2 月
対 象	全 学 年
内 容	一人一人の違いを認めたり、自分や友だちの良い所を見つけたりして、それぞれが大切な存在であることを知る。

5 (2) ※

いじめを認知した場合の組織対応の流れ



具体的な指導・支援

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら具体的な指導・支援を実施する。

	被害者への支援	加害者への指導	友人（観衆・傍観者）への指導
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと ・プライバシーの保護に十分配慮すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは決して許されない行為であること ・いじめられた側の心の痛みに配慮すること ・自分の行為が重大な結果に繋がったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた側の心の痛みに配慮すること ・いじめを認知した時、大人に通知する勇気を持つこと ・プライバシーの保護
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の被害状況（負傷している場合、病院での診療状況） ・金品の被害状況 ・警察への被害申告の意思 ・カウンセリングの必要性 ・適応指導教室での対応の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> ・再発や潜在化・PTSD自殺危険度のアセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者の心理的背景 ・加害者が被害者になること 	<ul style="list-style-type: none"> ・観衆、傍観者も被害者になること

いじめ行為の背景に横たわる問題を見極め、解決の方法を考えて迅速に対応する。

いじめと犯罪はつながっている

暴行や脅迫を用いて、わいせつな行為をする。
(被害者が13歳未満は、暴行や脅迫がなくとも該当)

強制わいせつ罪 刑法176条

水や泥をかける、叩く、殴る、蹴る、小突く、物をぶつける、胸ぐらをつかむ、押し倒す、髪の毛を引っ張る・切る、つねる、プロレスごっこの強要

暴行罪 刑法208条

上記の行為等により、けがを負わす火を押しつける。

傷害罪 刑法204条

言葉や文書やメール等で、身体や財産に危害を加えると脅す。

脅迫罪 刑法222条

性的行為を強要する。裸になることを強要する。

強姦罪・強要罪 刑法177・223条

インターネット上や黒板等において、実名を挙げて中傷する。

名誉毀損罪 侮辱罪
刑法230・231条

他人の持ち物を盗む。自分の欲しい物を、他人に盗ませる。

窃盗罪 刑法235条

金銭や物品を要求する。

恐喝罪 刑法249条

持ち物を壊す。捨てる。落書きする。服を破る。
(物の形状が元に戻らない程度)

器物損壊罪 刑法261条

裸の姿を携帯電話やカメラで撮影する。裸の写真をメールで送信する。インターネット上に掲載する。

児童売春・児童ポルノ禁止法

人を教唆(飛び降りろなどと言う)して自殺を促す。

自殺教唆 刑法202条